

長久手市社会教育委員の役割

社会教育委員は、社会教育法及び長久手市社会教育委員会規則に職務が規定されています。

社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- (3) 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

長久手市社会教育委員会規則（抜粋）

（所掌事務）

第5条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 成人教育に関すること。
- (2) 社会教育関係団体の振興に関すること。
- (3) 青少年問題に関すること。
- (4) 社会教育施設の設置及び運営に関すること。
- (5) 生涯学習に関すること。
- (6) 家庭教育に関すること。
- (7) その他社会教育振興に関すること。

社会教育法第17条では「教育委員会に助言する」となっていますが、本市は、平成25年7月の機構改革により、生涯学習課及び文化の家が所管する事務が教育委員会から市長部局へ移管されています。

社会教育委員は、市が平成25年度に策定した第2次長久手市生涯学習基本構想に基づく様々な事業を進めていく中、生涯学習課や文化の家、平成こども塾が行う事業に積極的に参加し、様々な課題について認識を深めて頂くことにより、市民ひとりひとりが生涯にわたって学習する機会を確保し、その成果を生かすまちづくりの実現を目指します。

なお、平成28年4月1日からの組織機構の見直しにより、平成こども塾が建設部みどりの推進課の1係として移管されましたが、これまでと同様、その事業内容などについてご意見、ご助言いただきます。

長久手市社会教育委員の役割（イメージ）

